



熊本県公報

第 1 1 7 8 3 号

平成 21 年 2 月 24 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(〃)	3
○障害者自立支援法に基づく事業の廃止	(障害者支援総室)	3
○障害者自立支援法に基づく事業の辞退	(〃)	4
○障害者自立支援法に基づく事業の廃止	(〃)	4
○道路の供用開始	(道路保全課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	(〃)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	(〃)	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の休止	(〃)	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の再開	(〃)	9
○八代都市計画道路の変更(国道3号線)	(都市計画課)	10
○八代都市計画道路の変更(八代臨港線ほか18路線)	(〃)	10
○山鹿都市計画道路の変更(山鹿来民線ほか1路線)	(〃)	11
○山鹿都市計画道路の変更(中央通志々岐線ほか3路線)	(〃)	11
○宇土都市計画下水道の変更(富合公共下水道)	(〃)	12
○産業廃棄物処理施設の設置(株式会社八木運送)	(廃棄物対策課)	12
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課)	13
公 告		
○換地処分	(農村整備課)	13
○県有財産の売却	(産業支援課)	13
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了	(建築課)	14
○平成21年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(〃)	14
○平成21年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(〃)	15
○公共測量の終了	(監理課)	16
○土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課)	16
○土地改良事業の工事完了	(〃)	16
○肥料登録	(農業技術課)	17
登 載 依 頼		
○熊本県農業振興促進審議会の開催	(農林水産政策課)	17
正 誤		
○平成21年2月10日熊本県公告第68号(八代都市計画道路の変更(西方西宮線))中	(都市計画課)	17

告 示

熊本県告示第 1 3 2 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市二見野田崎町字道ノ平 5 9 5 番から 5 9 7 番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 3 3 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久塩北町字段道 2 7 9 8 番、2 7 9 9 番、2 8 0 4 番 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字段道 2 7 9 9 番、2 8 0 4 番 2、2 7 9 8 番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 3 4 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町久連子字日當 9 6 番 1 3 2・1 0 7 番
- 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日當 9 6 番 1 3 2・1 0 7 番 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 3 5 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町葉木字葉木 5 0 番 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 3 6 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字鶴平 4 0 1 4 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴平 4 0 1 4 番 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 3 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字小川内平 1 1 6 4 番、1 1 6 5 番、1 1 6 7 番 1、1 1 6 9 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小川内平 1 1 6 5 番・1 1 6 7 番 1・1 1 6 9 番 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 3 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
訪問介護事業所 るり苑 熊本市上南部 1丁目16-36	社会福祉法人 白川直会会 熊本市上南部1丁目16-36 長田 幸基	平成 21 年 2 月 1 日	4312400064	居宅介護、 重度訪問介護

熊本県告示第 1 3 9 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から辞退の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 21 年 2 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	事業の種類
三気の里 菊池郡大津町森 5 4 - 2	社会福祉法人 三気の会 菊池郡大津町森 5 4 - 2 植原 隆継	平成 21 年 3 月 31 日	4312200019	知的障害者 更生施設

熊本県告示第 1 4 0 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 21 年 2 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
障害者短期入所事業 三気の里 菊池郡大津町森 5 4 - 2	社会福祉法人 三気の会 菊池郡大津町森 5 4 - 2 植原 隆継	平成 21 年 3 月 31 日	4312200019	短期入所

熊本県告示第 1 4 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 21 年 2 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 2 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字平畑 1582番1地先から 同村大字江代字平 1580番1地先まで	49.5	緊道整 B 防災

2 供用を開始する期日 平成 21 年 2 月 24 日

熊本県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年2月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所天の附 天草市牛深町3275番地11	特定非営利活動法人ひと・学び 支援センター熊本 天草市牛深町3275番地11	平成21年1月1 9日
ヘルパーステーション トータル ケア 八代市松江町526番地1 松 江白石ビル2F	株式会社トータル・ケア・サー ビス 八代市郡築一番町64番地2	平成21年1月2 1日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション トータル ケア 八代市松江町526番地1 松 江白石ビル2F	株式会社トータル・ケア・サー ビス 八代市郡築一番町64番地2	平成21年1月2 1日

（通所看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アップルハウス 玉名市中尾字城ノ下494番地 1	有限会社スミタ 玉名市中尾字城ノ下494番地 1	平成21年1月1 日
火の鳥 宇城市松橋町西下郷890番地 1	医療法人社団本田会 宇城市松橋町南豊崎585番地	平成21年1月2 2日
デイサービス康寿苑スマイル西 上益城郡嘉島町上島1963番 地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木2073 番地	平成21年1月3 0日

（認知症対応型通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス南風ん風 天草市牛深町3275番地11	特定非営利活動法人ひと・学び 支援センター熊本 天草市牛深町3275番地11	平成21年1月1 9日

（認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム るしだ 玉名市横島町横島3399番地 1	医療法人安田会 玉名市横島町3384番地	平成21年2月1 日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所天の附 天草市牛深町3275番地11	特定非営利活動法人ひと・学び 支援センター熊本 天草市牛深町3275番地11	平成21年1月1 9日

ヘルパーステーション トータルケア 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F	株式会社トータル・ケア・サービス 八代市郡築一番町64番地2	平成21年1月21日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション トータルケア 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F	株式会社トータル・ケア・サービス 八代市郡築一番町64番地2	平成21年1月21日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アップルハウス 玉名市中尾字城ノ下494番地1	有限会社スミタ 玉名市中尾字城ノ下494番地1	平成21年1月1日
火の鳥 宇城市松橋町西下郷890番地1	医療法人社団本田会 宇城市松橋町南豊崎585番地	平成21年1月22日
デイサービス康寿苑スマイル西上益城郡嘉島町上島1963番地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木2073番地	平成21年1月30日
(介護予防認知症対応型通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス南風ん風 天草市牛深町3275番地11	特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本 天草市牛深町3275番地11	平成21年1月19日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム るしだ 玉名市横島町横島3399番地1	医療法人安田会 玉名市横島町3384番地	平成21年2月1日
(居宅介護支援)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアマネジメント事業所スマイル 八代市郡築二番町93番地2	有限会社勝寿会 八代市郡築二番町203番地5	平成21年1月19日
居宅介護支援事業所天の附 天草市牛深町3275番地11	特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本 天草市牛深町3275番地11	平成21年1月19日
ケアプランバンク トータルケア 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F	株式会社トータル・ケア・サービス 八代市郡築一番町64番地2	平成21年1月21日

熊本県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
セントケア御船	セントケア熊本株式会社	上益城郡御船町滝川1190番地1 フラワーハイツC棟1F-A号室	事業所の所在地		平成20年 6月17日
			上益城郡御船町御船9 12番地1	上益城郡御船町滝川1 190番地1 フラワーハイツC棟1F-A号室	
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ	社会福祉法人グリーンコープ	荒尾市増永2896番地5	事業所の所在地		平成20年 4月14日
			荒尾市川登1795番地3	荒尾市増永2896番地5	
セントケア八代	セントケア熊本株式会社	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	事業所の所在地		平成20年 8月20日
			八代市鏡町内田432番地1	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	
多良木町訪問介護事業所	社会福祉法人多良木町社会福祉協議会	球磨郡多良木町多良木1571番地1	事業所の所在地		平成20年 4月1日
			球磨郡多良木町多良木1586番地	球磨郡多良木町多良木1571番地1	
生活サポートひなたのき	有限会社ひなた	菊池市野間口380番地	事業所の所在地		平成20年 10月1日
			菊池市隈府1053番地1	菊池市野間口380番地	

(訪問入浴介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
セントケア八代	セントケア熊本株式会社	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	事業所の所在地		平成20年 8月20日
			八代市鏡町内田432番地1	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	
多良木町訪問入浴介護事業所	社会福祉法人多良木町社会福祉協議会	球磨郡多良木町奥野1365番地1	事業所の所在地		平成20年 4月1日
			球磨郡多良木町多良木1586番地	球磨郡多良木町奥野1365番地1	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
セントケア御船	セントケア熊本株式会社	上益城郡御船町滝川1190番地1 フラワーハイツC棟1F-A号室	事業所の所在地		平成20年6月17日
			上益城郡御船町御船912番地1	上益城郡御船町滝川1190番地1 フラワーハイツC棟1F-A号室	
セントケア八代	セントケア熊本株式会社	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	事業所の所在地		平成20年8月20日
			八代市鏡町内田432番地1	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	
多良木町訪問介護事業所	社会福祉法人多良木町社会福祉協議会	球磨郡多良木町多良木1571番地1	事業所の所在地		平成20年4月1日
			球磨郡多良木町多良木1586番地	球磨郡多良木町多良木1571番地1	
生活サポートひなたのき	有限会社ひなた	菊池市野間口380番地	事業所の所在地		平成20年10月1日
			菊池市限府1053番地1	菊池市野間口380番地	

(介護予防訪問入浴介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
セントケア八代	セントケア熊本株式会社	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	事業所の所在地		平成20年8月20日
			八代市鏡町内田432番地1	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	
多良木町訪問入浴介護事業所	社会福祉法人多良木町社会福祉協議会	球磨郡多良木町奥野1365番地1	事業所の所在地		平成20年4月1日
			球磨郡多良木町多良木1586番地	球磨郡多良木町奥野1365番地1	

(居宅介護支援)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
セントケア八代	セントケア熊本株式会社	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	事業所の所在地		平成20年8月20日
			八代市鏡町内田432番地1	八代郡氷川町宮原字下宮後479番地	

多良木町居宅 介護支援事業 所	社会福祉法 人多良木町 社会福祉協 議会	球磨郡多良木町 多良木 1 5 7 1 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 日
			球磨郡多良 木町多良木 1 5 8 6 番 地	球磨郡多良 木町多良木 1 5 7 1 番 地 1	

熊本県告示第 1 4 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
ヘルパーステーション阿蘇ふれあい 阿蘇市内牧 6 0 1 番地 6	医療法人社団起幸会 熊本市近見八丁目 1 4 番 5 5 号	平成 2 1 年 1 月 3 1 日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービス清華の森 宇土市恵塚町 1 1 8 0 番地 6	有限会社サポート快 熊本市白藤三丁目 4 番 2 号	平成 2 0 年 8 月 3 1 日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
ヘルパーステーション阿蘇ふれあい 阿蘇市内牧 6 0 1 番地 6	医療法人社団起幸会 熊本市近見八丁目 1 4 番 5 5 号	平成 2 1 年 1 月 3 1 日

熊本県告示第 1 4 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防小規模多機能型居宅介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	休止年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2 9 5 9 番地	特定非営利法人福祉の町づくり をすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵 2 9 5 9 番地	平成 2 0 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 1 4 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から再開の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	再開年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋 1 0 6 番地 2	株式会社大地 宇城市松橋町松橋 1 0 6 番地 2	平成 2 0 年 5 月 1 7 日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	再開年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋 1 0 6 番地 2	株式会社大地 宇城市松橋町松橋 1 0 6 番地 2	平成 2 0 年 5 月 1 7 日

熊本県告示第 1 4 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・3・9号 国道3号線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字川田西字前田、字久木原、大字東片町字岩崎、字岡神、字前田、大字上片町字高取、字辺田の前、大字宮地町字乙丸、字二反田、字五反田、字源八、字石原、大字西宮町字高丸、字階下、字小寺、字西階下、大字上日置町字八幡、大字福正町字久保原、大字福正元町、大字萩原町一丁目、大字旭中央通、大字黄金町、大字古麓町字天神、大字弥生町、大字夕葉町、大字錦町、大字麦島東町、大字高下西町、字河原、字八立、字権田、字南権田、字荒人、字草場、字中溝、字卯の木、大字本野町、字釜田代、字西正坊、字西草場、字中正坊、字西道善寺、字東正坊、字道善寺、字中草場、大字豊原下町字下堀切、大字平山新町字中道、字六拾石、字江前、字平山の各一部
- 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 1 4 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・2・1号 八代臨港線
3・4・2号 西幹線
3・3・3号 北部幹線
3・4・4号 中央線
3・4・6号 麦島線
3・5・7号 萩原出町線
3・4・8号 八代港線
3・3・10号 八代駅前線
3・3・12号 沖新開線
3・4・15号 八の字線
3・4・17号 大坪線
3・4・18号 三楽古閑中線
3・4・19号 新地築添線
3・4・20号 リバーサイド線
3・4・22号 スポーツセンター線
3・4・23号 レインボープロムナード線
3・4・24号 南部幹線
3・4・25号 古閑浜古閑下線
3・4・26号 古閑中1号線
- 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字東片町字岡神、大字上片町字下の森、字中の森、大字中片町字寛渡、字元水町、大字西片町字水町、字稲村、字園田、字餅田、字小路口、大字長田町字石原、字正里、字鐘桜堂、字明神免、大字竹原町字前田、字西竹、大字大村町字溝口、字大間、

字羽須和、大字上野町字上野、字浦須和、大字古閑上町字立原、字聖神、大字田中町字前田、字阿弥陀堂、字太朗丸、字大坪、字芝口、大字横手町字源代、字明成寺、字菰池、字操の内、字新開、大字田中西町字新地、大字横手新町、大字田中東町、大字永碓町字永碓、字新地、字塩屋割、字長割、字八反河原、大字沖町字五番割、字六番割、大字郡築五番割、大字西松江城町、大字松江城町、大字本町三丁目、大字迎町二丁目、大字千反町二丁目、大字植柳上町字渡守、字前川原、字東河原、字鳥井前、大字高下西町字荒人、大字北ノ丸町、大字松江町字芭蕉、字江前、字新開、字菰池、大字田中北町字新地、大字古閑中町字新地、字船免、字篠割、字冬築、字塩浜、字沖下、字若宮、字六反田、字井の免、字高嶋、字源田、大字本町一丁目、大字本町二丁目、大字通町、大字鷹辻町、大字松江本町、大字興国町、大字古閑下町字権限田、字中新地、字源田、字三郎淵、大字麦島西町、大字迎町一丁目、大字千反町一丁目、大字古城町字古城、字新開、字一つ塩屋、字塩屋、字下新開、字川端、字塘新開、大字中北町字中牟田、字北牟田、大字萩原町二丁目、大字清水町、大字大手町一丁目、大字旭中央通、大字花園町、大字若草町、大字袋町、大字新町、大字出町、大字塩屋町、大字新地町、大字八幡町、大字建馬町、大字三楽町、大字新開町、大字新浜町、大字港町、大字萩原町一丁目、大字高島町字七番割、字八番割、大字築添町、大字郡築一番町、大字植柳新町二丁目、大字葭牟田町字水源、大字日奈久大坪町字釘崎、字塩穴亀上、字塩竈、字東碓江、大字松崎町字大間、字八反河原、大字高小原町字新地、大字黄金町、大字弥生町、大字錦町、大字夕葉町、大字緑町、大字蛇籠町、大字植柳新町一丁目、大字植柳下町字蛇籠、字西新谷、字新谷、字山本、字新田、字本田、字中割、大字大福寺町字大江端、字南割、大字揚町字二反割、字高子原割、字塩屋割、字種山割、大字平山新町字北割、字西割、字東割、字南割、大字敷川内町字上割、大字古閑浜町字西割の各一部

- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 1 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画道路 3・5・2号 山鹿来民線
3・4・3号 大橋八幡線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
山鹿市山鹿字泉田、字西九日町、字西中町、字東九日町、字温泉、字堀明、字花見坂、字花塚、字中道、字桜町、字亀ノ甲、字西惣門、字宥明堂、中字車地、字平畑、字樽の迫、鹿校通り一丁目、鹿校通り二丁目、鹿校通り三丁目、昭和町、熊入字大坪、字六反田、字西田、石字永田、字辺田、大橋通、中央通、新町の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 1 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画道路 3・5・1号 中央通志々岐線
3・6・4号 山鹿駅前熊入線
3・5・5号 宥明堂中村線
3・6・6号 宗方駅通線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
山鹿市山鹿字前田、字大宮通、字竹屋町、字花見坂、字温泉、字堀明、字豊前川、字西惣門、字東惣門、字本村、字宥明堂、字桑坂、字緑町、字松坂、字皆本、字永田、字黒田、字亀ノ甲、字中道、字市目、字村ノ上、昭和町、中央通、大橋通、宗方通、新町、志々岐字下津留、字前田、字津留田、字古閑丸、字島の本、字梁切、下吉田字溝添、熊入字竹ノ下、字西田、字辺田、石字辺田の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年2月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 - 宇土都市計画下水道 富合公共下水道
 - 都市計画法の変更に係る土地の区域
 - 熊本市富合町大字釈迦堂字上廻、大字大町字古川、字前田、字大芦、字早高、大字鳥場字鳥場、大字小岩瀬字居屋敷、字長碓、字天神免、字中島、字中須本、字安善坊、字渡塘坊、大字国町字中坪、大字莎崎字太郎丸、字上莎、字境目、大字碓江字地方、字園田、大字西田尻字下前田、大字田尻字大袋、字天神木、字八反田、字四反田、字戸崎前、字平碓、字六反田、字穂足、大字清藤字間添、字突田、字水町、字居合、字平木、字牛間、字西ノ前、字塘添、字天神免、字老町田、大字志々水字天神免、字裏田、字八反田、字大坪、字居合、大字古閑字裏免、字前村田、字鎌原、字下江中島、字江中島、字四分反田、大字南田尻字長六、字馬場口、字潮入、字辻、字深田、字北村、大字新字尻字分、字古閑分、字清藤分、大字廻江字外平、字裏田、字江端、大字榎津字四屋敷、字戸坂町、大字木原字鱒塚、字永宮、字目黒町、大字御船手字北崎の各一部
- 3 縦覧場所
 - 熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第152号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成21年2月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
 - 熊本市健軍三丁目3番5-101号
 - 株式会社八木運送 代表取締役 八木 衛
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 鹿本郡植木町大字鑑田字山ノ浦880番ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の
 - 産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げるもの（安定型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
 - 埋立面積 60,873.41平方メートル
 - 埋立容量 741,356.43立方メートル
- 6 申請年月日
 - 平成20年11月27日
- 7 申請書の縦覧場所
 - 山鹿市山鹿465番地2 熊本県山鹿保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
 - (1) 期間
 - 平成21年2月24日から平成21年3月24日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
 - 午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
 - (1) 提出先
 - 次のいずれかの部署に提出すること。
 - ア 千862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
 - イ 千861-0501 山鹿市山鹿465番地2 熊本県山鹿保健所衛生環境課
 - (2) 記載事項
 - 次の事項を日本語で記載すること。
 - ア 提出者の住所及び氏名

- イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例) 「株式会社八木運送が植木町に設置している産業廃棄物処理施設 (安定型最終処分場) 事業 (平成 20 年 1 月 27 日変更許可申請の事業)」
 - ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
- (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-333-2278
 - (2) 熊本県山鹿保健所衛生環境課 電話番号 0968-44-4121

熊本県告示第 153 号

熊本県少年保護育成条例 (昭和 46 年熊本県条例第 30 号) 第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 21 年 2 月 16 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 21 年 2 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	おひとりさま -三十路OLの性- (新日本) 超過激 淫らな浴室 (新東宝) 監禁の館 なぶり責め (オーピー) 白衣のメイド 妊娠しない女 (新日本) 理由あり未亡人 喪服で誘う (オーピー) クリーニング恥娘 いやらしい染み (新日本) 八神康子 熱い湿地帯 (新東宝) エロマダム 快樂乱れ咲き (オーピー) 獣のように後ろから -セレブ奥様と植木屋- (新日本) 四十路の密つぼ 男好きな肉体 (オーピー) レンタル家庭教師 わいせつな行為 (新日本) SEX 診断 やわらかな快感 (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 85 号

県営楠浦地区 (上ノ原工区) 土地改良事業 (区画整理) 施行に係る換地処分を行った。
平成 21 年 2 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 86 号

次のとおり一般競争入札により売却する。
平成 21 年 2 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
件名 表面粗さ形状測定機
型式 株式会社東京精密製 サーフコム 570A-3DF
仕様等の詳細は「入札案内書」を参照してください。
- 2 入札案内書の交付
交付期間 平成 21 年 2 月 24 日 (火) から平成 21 年 3 月 6 日 (金) まで
交付場所 熊本市東町三丁目 11 番 38 号 熊本県産業技術センター 総務企画部
- 3 入札期日
平成 21 年 3 月 9 日 (月) 午前 9 時 30 分
- 4 入札場所
熊本市東町三丁目 11 番 38 号 熊本県産業技術センター 本館 2 階 大会議室
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、購入希望金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が売買代金を納入期限までに支払わないときは、熊本県に帰属する。

- 6 開札期日 入札終了時即時
- 7 入札参加資格
 - 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
 - 入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
 - 提出方法 持参又は郵送による。
 - 提出期限 平成21年3月6日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
 - 提出先 熊本市東町三丁目11番38号 熊本県産業技術センター 総務企画部
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑登録証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
 - (1) 売買代金納入期限 入札当日の午後2時30分までに納付すること。
 - (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県産業技術センター（電話番号096-368-2101）

熊本県公告第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字廣街道2360番1
1, 432.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町津久礼13番地1菊陽の杜302号
小野 直之

熊本県公告第88号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成21年二級建築士試験を次のように実施する。
平成21年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成21年7月5日（日） 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成21年9月13日（日） 午前11時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
崇城大学 熊本市池田四丁目22番1号
- 3 受験申込手続
 - (1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
 - (ア) 期間 平成21年4月1日（水）から平成21年4月7日（火）まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (2) 受付場所における受験申込
 - ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 - (ア) 熊本県建築士会館2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号

- a 期間 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月) から平成 2 1 年 4 月 1 7 日 (金) まで
- b 時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで
- (イ) 熊本県八代地域振興局 4 階中会議室 八代市西片町 1 6 6 0 番地
- a 期間 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月) から平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) まで
- b 時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで
- (ウ) 熊本県天草地域振興局第 2 小会議室 天草市今釜新町 3 5 3 0 番地
- a 期間 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月) から平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) まで
- b 時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで
- イ 「学科の試験」の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、平成 1 9 年又は平成 2 0 年に行った試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由がある場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。
- ウ 受験申込書の受付
受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込み受付期間の末日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成 2 1 年 8 月 2 5 日 (火) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成 2 1 年 1 2 月 3 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成 2 1 年 6 月 1 0 日 (水) ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第 8 9 号

建築士法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号) 第 1 3 条の規定により、平成 2 1 年木造建築士試験を次のように実施する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成 2 1 年 7 月 2 6 日 (日) 午前 1 0 時から午後 5 時 1 0 分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成 2 1 年 1 0 月 1 1 日 (日) 午前 1 1 時 3 0 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所
崇城大学 熊本市池田四丁目 2 2 番 1 号
- 3 受験申込 手続
 - (1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成 1 6 年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申し込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
 - (ア) 期間 平成 2 1 年 4 月 1 日 (水) から平成 2 1 年 4 月 7 日 (火) まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前 1 0 時から受付終了日の午後 4 時まで
 - イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (2) 受験場所における受験申込
 - ア 受験申込書受付場所、受付期間及び受付時間
 - (ア) 熊本県建築士会館 2 階会議室 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
 - a 期間 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月) から平成 2 1 年 4 月 1 7 日 (金) まで
 - b 時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで
 - (イ) 熊本県八代地域振興局 4 階中会議室 八代市西片町 1 6 6 0 番地
 - a 期間 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月) から平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) まで
 - b 時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで

- (ウ) 熊本県天草地域振興局第 2 小会議室 天草市今釜新町 3 5 3 0 番地
 - a 期間 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月) から平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) まで
 - b 時間 午前 1 0 時から午後 4 時まで
- イ 「学科の試験」の免除の申請
 「学科の試験」の免除の申請は、平成 1 9 年又は平成 2 0 年に行った試験の「学科の試験 (住所地の変更等の事由がある場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。) の合格通知書を添付することにより行う。
- ウ 受験申込方法
 受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込み受付期間の末日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
 平成 2 1 年 9 月 8 日 (火) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
 平成 2 1 年 1 2 月 3 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成 2 1 年 6 月 1 0 日 (水) ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第 9 0 号

測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 2 項の規定により、荒尾市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
 平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 (空中測量)	平成 2 0 年 8 月 1 1 日から 平成 2 0 年 1 1 月 2 9 日まで	荒尾市全域

熊本県公告第 9 1 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	南小川	平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日	平成 2 0 年 3 月 1 8 日	宇城市

熊本県公告第 9 2 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	藤井川北 (山鹿市)	平成 1 2 年 1 1 月 3 0 日	平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日	熊本県

熊本県公告第 9 3 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第 1 4 2 5 号	混合石灰肥料	混合石灰肥料	アルカリ分 : 5 2 可溶性苦土 : 9	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社双葉工業所 上天草市姫戸町深浦 3 0 1 1 番地	平成 2 1 年 2 月 1 6 日

登載依頼

熊本県農業振興促進審議会公告第 5 号

熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。
平成 2 1 年 2 月 2 4 日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時
平成 21 年 2 月 26 日（木）
午前 10 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 行政棟新館 2 階 多目的 A V 会議室
- 3 議題
(1) 農業振興地域の区域の変更について
(2) 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部農林水産政策課農振班）
（電話 096-333-2365 ダイヤルイン）

正 誤

平成 2 1 年 2 月 1 0 日熊本県公告第 6 8 号（八代都市計画道路の変更（西方西宮線））中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	2 1	（西片西宮線）	（西方西宮線）
6	4 0	西片西宮線	西方西宮線